

埋蔵文化財試掘調査依頼提出上の注意

1.申請者について

この書類は、その土地の現状を変更しようとする人（以下、工事原因者）が直方市教育委員会（以下、市教委）に対して埋蔵文化財の有無を確認するために、試掘調査の実施を依頼するものです。ですから、申請者は必ず工事原因者でなくてはなりません。特に開発関連の法律、条令に従って申請等をする場合は、その申請者と一致するようにして下さい。

また土地の所有者が承諾の旨、記名・押印が必要です。なお、土地の所有者が他者とその土地の賃貸借契約等を結んでいる場合は、その人の承諾も必要です。

2.調査方法について

試掘調査は、通常バックフォア等の重機を使用して実施します。そのため、家屋、樹木、アスファルト等の障害物は撤去しておいて下さい。この撤去について市教委は費用負担しませんので、申請者の責任で行って下さい。なお、撤去が不完全な場合は調査が実施できない場合があります。

また、試掘調査後は、多少地面が盛り上がる、砂利敷に土が混じる等、土地の形状が変わります。市教委は、原形復旧はいたしませんのでご了承ください。

調査当日は、境界確認等のために必ず立会いをお願いします。また、重機手配等の事情により、依頼書を受理してから試掘調査の実施まで2週間～3週間のお時間を要することがございます。工事着工の数日前に提出いただいても、ご対応できません。試掘調査依頼書は、余裕をもってご提出ください。

3.記入上の注意

1.所在地(地番) 工事対象範囲の土地のすべての番地まで正確に記入して下さい。

2.敷地面積 単位は「㎡」で、正確に記入して下さい。

3.事業の内容 工事内容を記入してください。

例：個人住宅建設、建売住宅建設、集合住宅建設、店舗建設、工場建設、
宅地造成、農地整備など

4.現況 工事対象地の現況を記入してください。

例：宅地 既存建物有（●月頃解体予定）、田畑（作付無）、更地、
駐車場（アスファルト舗装有）、荒地、山林など

5.試掘日時 空欄で提出をお願いいたします。

6.所有者の承諾 調査に当たっては、土地の所有者の承諾が必要です。

7.連絡先 試掘調査の日程等の連絡、試掘調査結果の送付先住所を記入してください。

4.その他の注意

※書類右上の日付欄は空欄で提出してください。

※添付書類は、案内図（ゼンリン地図ぐらいの縮尺）、敷地配置図、平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、杭伏図、杭断面図等があれば試掘調査がスムーズに実施できます。